

# 特定非営利活動法人多様な学生の支援を本気で考える会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人多様な学生の支援を本気で考える会という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、障害児者や、制度の狭間にある若者に対して、相談や支援に関する事業を行い、誰もが活躍できる社会づくりに寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利に係る事業を行う。

- ①大学生及び専門学校生の相談支援事業
- ②障害者（疑い含む）の相談支援事業
- ③障害学生に関わる教職員の支援事業
- ④障害者に関わる職員の支援事業
- ⑤障害福祉サービスの生産活動取得、実施に関する支援事業
- ⑥小中学校のLD児の学習支援事業
- ⑦障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- ⑧児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- ⑨障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業
- ⑩障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業
- ⑪障害者総合支援法に基づく地域活動支援センター事業
- ⑫児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- ⑬日常生活等に障害を抱える高齢者の健康増進及び社会参加促進事業
- ⑭障害者による窯元の運営事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下
  - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超

えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

#### (職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときはその職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

#### (任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### (報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の4以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電子メール表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

- 第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電子メール表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印

しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

### (資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

### (資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

### (事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。  
2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

### (予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

### (事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の5分の4以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で選定されたものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。  
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

|      |      |
|------|------|
| 理事長  | 渡邊良平 |
| 副理事長 | 加納崇行 |
| 理事   | 鹿野智子 |

|    |      |
|----|------|
| 監事 | 吉川倫生 |
|----|------|

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2023年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から2023年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- |             |               |
|-------------|---------------|
| (1) 正会員入会金  | 5,000円        |
| 正会員会費       | 0円(1年間分)      |
| (2) 賛助会員入会金 | 5,000円        |
| 賛助会員会費      | 10,000円(1年間分) |

## 5期目の事業計画書

2026年4月1日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人 多様な学生の支援を本気で考える会

### 1 事業実施の方針

5期目においては、大学生及び専門学校生の相談支援事業として相談室かくかくしかじか、指定計画相談支援事業、障害者（疑い含む）の相談支援事業としてカウンセリングルームわんどを継続して実施していく。セミナー活動については、適宜学校からの求めに応じで実施する。2025年の9月からの実施している障害学生に関わる教職員に対する教育支援事業については、主対象を福祉事業所の職員に変更して実施していく。

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

| 定款の事業名               | 事業内容                                      | 実施予定月日 | 実施予定場所 | 従事者の予定人数 | 受益対象者の範囲及び予定人数   | 事業費の予算額(千円) |
|----------------------|---|--------|--------|----------|------------------|-------------|
| 大学生及び専門学校生の相談支援事業    | 大学生・専門学校生のために、就職やメンタルヘルスについての無料相談支援事業を行う。 | 実施中    | 札幌市    | 2人       | 札幌市近郊に住む大学生50人程度 | 1,470千円     |
| 障害者（疑い含む）の相談支援事業     | 障害者の相談支援事業をカウンセリングルームわんどで実施する。            | 実施中    | 札幌市    | 1人       | 札幌近郊に住む障害者50人程度  | 1,500千円     |
| 障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業 | 障害者総合支援法に基づく相談事業を実施する。                    | 実施中    | 札幌市    | 1人       | 札幌市近郊に住む障害者20人程度 | 1,000千円     |
| 障害者総合支援法に基づく         | 障害者総合支援法に基づく相談事業を実施する。                    | 実施中    | 札幌市    | 1人       | 札幌市近郊に住む障害者20人程度 | 1,000千円     |

|                            |   |    |     |    |                          |          |
|----------------------------|---|----|-----|----|--------------------------|----------|
| 特定相談支援事業                   |   |    |     |    |                          |          |
| 障害学生に関わる教職員の支援事業           | 障害学生に関わる教職員に対して理解促進・啓発事業を実施する。            | 未定 | 全国  | 1  | 日本国内で障害学生に関わる教職員20人程度    | 200千円    |
| 障害者に関わる職員の支援事業             | 福祉事業所の職員に対する教育支援事業、サポート事業、およびコンサル事業を実施する。 | 未定 | 札幌市 | 1人 | 札幌近郊の障害者福祉事業所10か所程度      | 1,000千円  |
| 障害福祉サービスの生産活動取得、実施に関する支援事業 | 福祉事業所に対して、就職活動取得に関するコンサル及び実施に係る調整事業を実施する。 | 未定 | 札幌市 | 2人 | 日本国内の福祉事業所10か所程度         | 1,000千円  |
| 小中学校のLD児の学習支援事業            | LDに関する情報をSNS等で発信する。                       | 未定 | 札幌市 | 1人 | 日本国内でLD児に関わる保護者・教職員20人程度 | 100千円    |
| 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業     | 就労継続支援A型事業所を実施する。                         | 未定 | 札幌市 | 5人 | 札幌市近郊に住む小中学生40人程度        | 12,000千円 |
| 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業         | 放課後等デイサービスを実施する。                          | 未定 | 札幌市 | 5人 | 札幌市近郊に住む小中学生40人程度        | 12,000千円 |
| 大学生及び専門学校生の相談支援事業          | 学生と保護者の障害理解促進のためにセミナー活動を実施する。             | 未定 | 札幌市 | 1人 | 札幌市近郊に住む大学生30人程度         | 300千円    |
| 障害者総合支援法に基づく地域活動支援センター事業   | 大学生、専門学校生の支援を主とした地域活動支援センター事業を実施する。       | 未定 | 札幌市 | 2人 | 札幌市近郊に住む大学生100人程度        | 12,000千円 |
| 児童福祉法に基づく障害児相談支援           | 障害児童を対象とした相談支援事業所実施する。                    | 未定 | 札幌市 | 2人 | 札幌市近郊に住む児童100人程度         | 2,000千円  |

| 事業                             |                                  |    |     |    |                        |         |
|--------------------------------|----------------------------------|----|-----|----|------------------------|---------|
| 日常生活等に障害を抱える高齢者の健康増進及び社会参加促進事業 | 高齢者の健康増進と障害児者が共に参加できる体験活動会を実施する。 | 未定 | 札幌市 | 1人 | 札幌市近郊に住む高齢者及び障害児者30人程度 | 100千円   |
| 障害者による窯元の運営事業                  | 障害者が主となって窯元を継承して事業運営していく。        | 未定 | 札幌市 | 3人 | 札幌市近郊に住む障害児者10人程度      | 4,000千円 |

## 6期目の事業計画書

2027年4月1日から2028年3月31日まで

特定非営利活動法人 多様な学生の支援を本気で考える会

### 1 事業実施の方針

6期目においては、大学生及び専門学校生の相談支援事業として相談室かくかくしかじか、指定計画相談支援事業、障害者（疑い含む）の相談支援事業としてカウンセリングルームわんどを継続して実施していく。6期目については5期目の状況を見ながら進めていく。

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

| 定款の事業名               | 事業内容                                      | 実施予定月日 | 実施予定場所 | 従事者の予定人数 | 受益対象者の範囲及び予定人数   | 事業費の予算額(千円) |
|----------------------|---|--------|--------|----------|------------------|-------------|
| 大学生及び専門学校生の相談支援事業    | 大学生・専門学校生のために、就職やメンタルヘルスについての無料相談支援事業を行う。 | 実施中    | 札幌市    | 2人       | 札幌市近郊に住む大学生50人程度 | 1,470千円     |
| 障害者（疑い含む）の相談支援事業     | 障害者の相談支援事業をカウンセリングルームわんどで実施する。            | 実施中    | 札幌市    | 1人       | 札幌近郊に住む障害者50人程度  | 1,500千円     |
| 障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業 | 障害者総合支援法に基づく相談事業を実施する。                    | 実施中    | 札幌市    | 1人       | 札幌市近郊に住む障害者20人程度 | 1,000千円     |
| 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業 | 障害者総合支援法に基づく相談事業を実施する。                    | 実施中    | 札幌市    | 1人       | 札幌市近郊に住む障害者20人程度 | 1,000千円     |
| 障害学生                 | 障害学生に関わる教職員に                              | 未定     | 全国     | 1        | 日本国内で            | 200千円       |

|  |   |    |     |    |  |                                      |              |
|--|---|----|-----|----|--|--------------------------------------|--------------|
| に関わる<br>教職員の<br>支援事業                               | 対して理解促進・啓発事業<br>を実施する。                                |    |     |    |  | 障害学生に<br>関わる教職<br>員20人程度             |              |
| 障害者に<br>関わる職<br>員の支援<br>事業                         | 福祉事業所の職員に対する<br>教育支援事業、サポート事<br>業、およびコンサル事業を<br>実施する。 | 未定 | 札幌市 | 1人 |  | 札幌近郊の<br>障害者福祉<br>事業所10か<br>所程度      | 1,000千<br>円  |
| 障害福祉<br>サービスの<br>生産活動<br>取得、<br>実施に関<br>する支援<br>事業 | 福祉事業所に対して、就職<br>活動取得に関するコンサル<br>及び実施に係る調整事業を<br>実施する。 | 未定 | 札幌市 | 2人 |  | 日本国内の<br>福祉事業所1<br>0か所程度             | 1,000千<br>円  |
| 小中学校<br>のLD児の<br>学習支援<br>事業                        | LDに関する情報をSNS等で<br>発信する。                               | 未定 | 札幌市 | 1人 |  | 日本国内でL<br>D児に関わる<br>保護者・教職<br>員20人程度 | 100千円        |
| 障害者総<br>合支援法<br>に基づく<br>障害福祉<br>サービス<br>事業         | 就労継続支援 A 型事業所を<br>実施する。                               | 未定 | 札幌市 | 5人 |  | 札幌市近郊<br>に住む小中<br>学生40人程<br>度        | 12,000<br>千円 |
| 児童福祉<br>法に基づ<br>く障害児<br>通所支援<br>事業                 | 放課後等デイサービスを実<br>施する。                                  | 未定 | 札幌市 | 5人 |  | 札幌市近郊<br>に住む小中<br>学生40人程<br>度        | 12,000<br>千円 |
| 大学生及<br>び専門学<br>校生の相<br>談支援事<br>業                  | 学生と保護者の障害理解促<br>進のためにセミナー活動を<br>実施する。                 | 未定 | 札幌市 | 1人 |  | 札幌市近郊<br>に住む大学<br>生<br>30人程度         | 300千円        |
| 障害者総<br>合支援法<br>に基づく<br>地域活動<br>支援セン<br>ター事業       | 大学生、専門学校生の支援<br>を主とした地域活動支援セ<br>ンター事業を実施する。           | 未定 | 札幌市 | 2人 |  | 札幌市近郊<br>に住む大学<br>生100人程度            | 12,000<br>千円 |
| 児童福祉<br>法に基づ<br>く障害児<br>相談支援<br>事業                 | 障害児童を対象とした相談<br>支援事業所実施する。                            | 未定 | 札幌市 | 2人 |  | 札幌市近郊<br>に住む児童<br>100人程度             | 2,000<br>千円  |
| 日常生活   | 高齢者の健康増進と障害児  | 未定 | 札幌市 | 1人 |  | 札幌市近郊                                | 100千円        |

|                            |                           |    |     |    |                   |         |
|----------------------------|---------------------------|----|-----|----|-------------------|---------|
| 等に障害を抱える高齢者の健康増進及び社会参加促進事業 | 者が共に参加できる体験活動会を実施する。      |    |     |    | に住む高齢者及び障害児者30人程度 |         |
| 障害者による窯元の運営事業              | 障害者が主となって窯元を継承して事業運営していく。 | 未定 | 札幌市 | 3人 | 札幌市近郊に住む障害児者10人程度 | 4,000千円 |

# 令和8年度 活動計算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人多様な学生の支援を本気で考える会

(単位：円)

| 科目               | 金額         |            |
|------------------|------------|------------|
| 一般正味財産の部         |            |            |
| <b>I 経常収益</b>    |            |            |
| 1. 受取会費          |            |            |
| 正会員受取会費          | 0          |            |
| 賛助会員受取会費         | 0          | 0          |
| 2. 受取寄附金         |            |            |
| 受取寄附金            | 240,000    |            |
| 施設等受入評価益         | 0          | 240,000    |
| 3. 受取助成金等        |            |            |
| 受取民間助成金          | 0          |            |
| 国庫補助金            | 0          | 0          |
| 4. 事業収益          |            |            |
| 障害者支援事業          | 15,000,000 |            |
| 障害児通所事業          | 20,000,000 |            |
| 地域活動支援事業費        | 13,027,000 |            |
| 計画相談事業           | 300,000    |            |
| 相談業務収益           | 3,500,000  | 51,827,000 |
| 5. その他収益         |            |            |
| 雑収入              | 240,000    |            |
| 受取利息             | 0          | 240,000    |
| 経常収益計            |            | 52,307,000 |
| <b>II 経常費用</b>   |            |            |
| 1. 事業費           |            |            |
| (1) 人件費          |            |            |
| 給料手当             | 30,500,000 |            |
| 法定福利費            | 8,755,000  |            |
| 退職給付費用           | 0          |            |
| 福利厚生費            | 0          |            |
| 人件費計             | 39,255,000 |            |
| (2) その他経費        |            |            |
| 広告宣伝費            | 1,100,000  |            |
| 外注費              | 150,000    |            |
| 旅費交通費            | 150,000    |            |
| 通信費              | 150,000    |            |
| 消耗品費             | 300,000    |            |
| 水道光熱費            | 400,000    |            |
| 新聞図書費            | 130,000    |            |
| 支払い手数料           | 35,000     |            |
| 地代家賃             | 7,500,000  |            |
| 保険料              | 50,000     |            |
| 支払い報酬料           | 450,000    |            |
| その他経費計           | 10,415,000 |            |
| 事業費計             |            | 49,670,000 |
| 2. 管理費           |            |            |
| (1) 人件費          |            |            |
| 役員報酬             | 0          |            |
| 給料手当             | 0          |            |
| 法定福利費            | 0          |            |
| 退職給付費用           | 0          |            |
| 福利厚生費            | 0          |            |
| 人件費計             | 0          |            |
| (2) その他経費        |            |            |
| 会議費              | 0          |            |
| 旅費交通費            | 0          |            |
| 施設等評価費用          | 0          |            |
| 減価償却費            | 0          |            |
| 支払利息             | 0          |            |
| その他経費計           | 0          |            |
| 管理費計             |            | 0          |
| 経常費用計            |            | 49,670,000 |
| 当期経常増減額          |            | 2,637,000  |
| <b>III 経常外収益</b> |            |            |
| 1. 固定資産売却益       |            | 0          |
| 経常外収益計           |            | 0          |
| <b>IV 経常外費用</b>  |            |            |
| 1. 過年度損益修正損      |            |            |
| 経常外費用計           |            | 0          |
| 税引前当期正味財産増減額     |            | 2,637,000  |
| 法人税、住民税及び事業税     |            | 70,000     |
| 当期正味財産増減額        |            | 2,567,000  |
| 前期繰越正味財産額        |            | 1,192,288  |
| 次期繰越正味財産額        |            | 3,759,288  |

# 令和9年度 活動計算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人多様な学生の支援を本気で考える会  
(単位：円)

| 科目               | 金額         |            |
|------------------|------------|------------|
| 一般正味財産の部         |            |            |
| <b>I 経常収益</b>    |            |            |
| 1. 受取会費          |            |            |
| 正会員受取会費          | 0          |            |
| 賛助会員受取会費         | 0          | 0          |
| 2. 受取寄附金         |            |            |
| 受取寄附金            | 240,000    |            |
| 施設等受入評価益         | 0          | 240,000    |
| 3. 受取助成金等        |            |            |
| 受取民間助成金          | 0          |            |
| 国庫補助金            | 0          | 0          |
| 4. 事業収益          |            |            |
| 障害者支援事業          | 15,000,000 |            |
| 障害児通所事業          | 20,000,000 |            |
| 地域活動支援事業費        | 13,027,000 |            |
| 計画相談事業           | 300,000    |            |
| 相談業務収益           | 3,500,000  | 51,827,000 |
| 5. その他収益         |            |            |
| 雑収入              | 240,000    |            |
| 受取利息             | 0          | 240,000    |
| <b>経常収益計</b>     |            | 52,307,000 |
| <b>II 経常費用</b>   |            |            |
| 1. 事業費           |            |            |
| (1) 人件費          |            |            |
| 給料手当             | 30,500,000 |            |
| 法定福利費            | 8,755,000  |            |
| 退職給付費用           | 0          |            |
| 福利厚生費            | 0          |            |
| 人件費計             | 39,255,000 |            |
| (2) その他経費        |            |            |
| 広告宣伝費            | 1,100,000  |            |
| 外注費              | 150,000    |            |
| 旅費交通費            | 150,000    |            |
| 通信費              | 150,000    |            |
| 消耗品費             | 300,000    |            |
| 水道光熱費            | 400,000    |            |
| 新聞図書費            | 130,000    |            |
| 支払い手数料           | 35,000     |            |
| 地代家賃             | 7,500,000  |            |
| 保険料              | 50,000     |            |
| 支払い報酬料           | 450,000    |            |
| その他経費計           | 10,415,000 |            |
| <b>事業費計</b>      |            | 49,670,000 |
| 2. 管理費           |            |            |
| (1) 人件費          |            |            |
| 役員報酬             | 0          |            |
| 給料手当             | 0          |            |
| 法定福利費            | 0          |            |
| 退職給付費用           | 0          |            |
| 福利厚生費            | 0          |            |
| 人件費計             | 0          |            |
| (2) その他経費        |            |            |
| 会議費              | 0          |            |
| 旅費交通費            | 0          |            |
| 施設等評価費用          | 0          |            |
| 減価償却費            | 0          |            |
| 支払利息             | 0          |            |
| その他経費計           | 0          |            |
| <b>管理費計</b>      |            | 0          |
| <b>経常費用計</b>     |            | 49,670,000 |
| 当期経常増減額          |            | 2,637,000  |
| <b>III 経常外収益</b> |            |            |
| 1. 固定資産売却益       |            | 0          |
| <b>経常外収益計</b>    |            | 0          |
| <b>IV 経常外費用</b>  |            |            |
| 1. 過年度損益修正損      |            | 0          |
| <b>経常外費用計</b>    |            | 0          |
| 税引前当期正味財産増減額     |            | 2,637,000  |
| 法人税、住民税及び事業税     |            | 70,000     |
| 当期正味財産増減額        |            | 2,567,000  |
| 前期繰越正味財産額        |            | 3,759,228  |
| 次期繰越正味財産額        |            | 6,326,228  |